

小値賀町議会第二回定例会
(第四日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員 なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
山田	三浦	巖充	筒井	谷良	西久	中川	吉元	尾崎	中村	升水	大黒	大田
憲道	清敏	也	英敏	一之	久之	勝也	信三	孝三	敏章	裕司	泰三	夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成二十年六月二十日（金曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（立石隆教議員・松永勇治議員）
- 第二 議案第三七号 平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第三 議案第三八号 平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第三九号 工事請負契約の締結について（柳漁港地域水産物供給基盤整備工事）
- 第五 議案第五号 小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案
- 第六 小値賀町農業委員会委員の推薦について
- 第七 発議第六号 教育予算の充実、次期教職員定数改善と未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案
- 第八 発議第七号 漁業用燃油価格の高騰対策に関する意見書案
- 第九 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十一 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十二 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十三 議員派遣の件について

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、八番・立石隆教議員、九番・松永勇治議員を指名します。

日程第二、議案第三七号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第三七号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、第一条に示すとおり、歳入歳出それぞれ四千四百一十一万六千円を追加し、予算総額を五億八千七百四十九万三千円にするものでございます。

補正の内容は、歳入では、国税条例の改正に伴う保険税の補正、繰越金の確定による補正、歳出では、退職被保険者高額療養費、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金に係る補正が主なものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開きください。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分六千八百八十一万七千円を減額。二節・介護納付金分現年課税分六百四十七万三千円を増額。三節・後期高齢者支援金分現年課税分五十四万一千円を増額。二目・退職被保険者等国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分百九十七万八千円を減額。二節・介護

納付金分現年課税分八十万一千円を増額。三節・後期高齢者支援金分現年課税分五十五万二千円を減額し、一項・国民健康保険税の補正後の額を九千二百七十万五千円といたしました。これは、平成二十年度国保運営協議会の答申を受け、決定した税率を基に算定しております。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金、一節・現年度分一千八百七千円を減額、三目、一節・高額医療費共同事業負担金百二十四万七千円を増額し、国庫負担金の補正後の額を一億二百八十六万六千円といたしました。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、一節・普通調整交付金二十四万九千円を増額し、国庫補助金の補正後の額を四千九百五十二万九千円といたしました。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分九百一万二千円を増額し、補正後の療養給付費交付金の額を二千六百万七千円といたしました。

第五款、一項、一目・前期高齢者交付金、一節・現年度分三千二十三万四千円を増額し、補正後の前期高齢者交付金の額を一億一千三百五十四万四千円といたしました。

第六款・県支出金、一項・県負担金、一目、一節・高額医療費共同事業負担金百二十四万七千円を増額し、補正後の県負担金の額を五百八万七千円といたしました。二項・県補助金、一目、一節・財政調整交付金五十五万四千円を増額し、補正後の県補助金の額を二千六百四十二万七千円といたしました。

第七款、一項、一目、一節・共同事業交付金四百九十八万六千円を増額し、二目、一節・保険財政共同安定化事業交付金一千百三十七万四千円を増額し、共同事業交付金の額を九千十二万九千円といたしました。

第十款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金、一節・前年度繰越金五千九百九十三万二千円を増額し、補正後の繰越金の額を五千五百九十三万三千円といたしました。

第十二款・連合会支出金、一項、一目、一節・連合会補助金は、国保モデル事業の採択を受けて九十万円を補正いたしております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十一節・需用費六万三千円の増額は 保険証・減額認定証等の印刷製本費でございます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目から四目までは、財源組替でございます。六目・レセプト電算処理システム費、十二節・役務費を二万一千円増額し、補正後の療養諸費の額を三億一千七百三十四万五千円といたしました。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費は、財源組替でございます。二目・退職被保険者高額療養費は、四月と五月の実績から必要額を見込んだもので、六百万円を補正し、補正後の高額療養費の額を三千六百九十九万三千円といたしました。三項・移送費は財源組替でございます。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金、十九節・負担金補助及び交付金を百四十万円増額し、補正後の出産育児諸費の額を二百八十万円といたしました。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金は、財源組替でございます。二目・老人保健事務費拠出金は、二万八千円を減額し、補正後の老人保健拠出金の額を二百六十七万円といたしました。

第四款、一項、一目・前期高齢者納付金は、十九節・負担金補助及び交付金六万一千円を減額し、補正後の前期高齢者納付金を八万二千円といたしました。

第五款、一項、一目・後期高齢者支援金、十九節・負担金補助及び交付金を百七十八万円補正し、補正後の後期高齢者支援金の額を五千九百九十三万四千円といたしました。

第六款、一項、一目・介護納付金、十九節・負担金補助及び交付金九万円を減額し、補正後の介護納付金の額を三千二百一十七万二千円といたしました。

第七款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金、十九節・負担金補助及び交付金四百九十八万六千円を増額、二目・保険財政共同安定化事業拠出金、十九節・負担金補助及び交付金一千百三十七万四千円を増額し、補正後の共同事業拠出金の額を九千十三万一千円といたしました。

第八款・保健事業費、二項・健康管理センター事業費、二目・保健指導事業費は、昨年に引き続き、循環器系疾病に対する保健事業について、国保モデル事業の採択を受け、八節・報償費二十四万円、十一節・需用費十万一千円、十二節・役務費一万六千円、十九節・負担金補助及び交付金十六万円を補正し、補正後の健康管理センター事業費を五百三十六万円といたしました。

第十款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金は、一千九百五十五万四千円を積み立て、補正後の基金積立金の額を二千十六万三千円といたしました。

第十三款、一項、一目・予備費を百四十万円減額し、補正後の予備費の総額を三百四十七万二千元といたしました。
以上、補正予算の概要を説明いたしました。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

土川 議員

三番（土川重佳） 一目・一般被保険者国民健康保険税、補正額がマイナス五千四百八十万三千円となっておりますが、これは繰越金の額の決定とともに、国保連合会が考えて国民健康保険納税者の軽減措置をして、繰越金を普通は積立金に持つていくんでしょうけども、今度はこのように納税者の軽減措置を緩和したものか、ちよつとお聞きいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

当初予算に比べまして今回大幅に保険税が減額補正になっておることに対しての、ご質問かと思いますが、議員のおっしゃるとおり、今回、十九年度の予算で繰越額が大きく発生しております。

それに対しまして、予算の措置としては、それを財政調整基金に積み立てるという方法もあるわけですが、今回の補正予算におきましては、非常に町内のいろいろな経済情勢、そういうところも加味しまして、保険税が上がる方向でということ、補正予算を組ませていただきました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・前期高齢者交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業交付金

松永議員

九番（松永勇治） 新しく新規に、連合会補助金として出ておりますが、『国保モデル事業』ということですが、この充当先を教えてください。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

歳出の、十二頁の、健康管理センター事業費の保健指導事業費に充当するわけですが、この予算書では特定財源として扱っております。

後ほど、その辺確認して、またご返事したいと思います。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	九時	四十四分	—
—	再開	午前	九時	四十六分	—

松永議員

議長（横山弘藏） 再開します。

九番（松永勇治） 私が先走って「十二款」に走っております。

後でお尋ねいたします。申し訳ございません。

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業交付金、ほかに質疑はありませんか。

浦議員

五番（浦 英明） この七款の、共同事業交付金、後でまた出てきますけども、支出の方で、共同事業拠出金ですかね、まったく同様の金額となっておりますけども、この内容と言いますか、この仕組みについてお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

共同事業交付金は、高額医療に係る分を、小規模保険者のいろいろな財政上の均衡と言うか、安定を保つために高額医療に係る部分、それから新しく十九年度から出来ました保険財政共同安定化事業の二つ、これも三十万円以上の高額医療費に係る部分でございますが、そういったものを保険者間でいったん拋出して、またそれを交付するという形にすることで、複数年、過去三ヶ年程度の医療費について平準化して処理をしようとする、そういう制度でございます。一時的に高額医療費がたくさん発生したときに、その保険者が非常に財政的に行き詰らないようにすると、そういったことが目的で作られた制度でございます。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） その高額医療については、後でまた質問いたしますけども、ただ私、これがプラスマイナス「ゼロ」になっておりますから、歳入・歳出合わせてですね、要するに、これはセンターとか、連合会とか、そういったところで、何て言いますか、一括に集めて、そしてそれを預かったのを、そのまま支出に出すというふうな関係で、「パーパー、ゼロ」になるのかなと、そこら辺りがちょっと判らなかつたもんで、お聞きしているわけなんですけども…、はい。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

実際の額がですね、正確なところが判らないもんですから、取りあえず予算措置の場合には、歳入・歳出、同じような金額を上げるという形に、そういう予算編成をせざるを得ないと、そういうふうになっております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） それはもうそれで結構です。

この高額医療についてですね、ちよつとお尋ねしますけども、早く言えば、「三十万」ということを言っていましたけども、三十万を超えるものについて、八万を超える部分の合算額の「百分の五九」相当額というふうな算出基準があると思うんですけども、この内容をお聞きしたいんですね。

例えば、一人当たり「四万四千四百円」だったと思いますがね、それを超えた場合は、この高額医療を適用できると、要するに払い戻しできると、それ以上になった場合はですね。

そして、もう一つは、申請してから確か二ヶ月だったと思うんですけども、それくらいで来るのかなと思つたもんですか

ら、その二つについてお尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

今、議員のおっしゃるとおり、個人負担の限度額というものがございまして、それも所得に応じて限度額というのは若干幾つかの段階があるかと思いますが、それを、今のような算式で計算されております。

おっしゃるように、今、高額医療費の場合は、レセプトが回ってきまして、個人にお返しするのは約二ヶ月ほどかかっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・連合会支出金

松永議員

九番（松永勇治） 連合会補助金でございますけれども、今回、九十万円新規計上されております。

これの、歳出の充当先をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

歳出は、十二頁の、八款・保健事業費、二項・健康管理センター事業費、二目の保健指導事業費に充てておりますが、特定財源扱いをこの予算書ではしておりません。

過去、二年間いただいておりますので、その辺ちょっと確認をして、所謂、一般財源として使っているものかどうか、確認をさせていただきたいと思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 補助金でありますので、これは一般財源扱いじゃなくて、「特定財源」だと私は感じますが、まあそれが本当かどうか判りませんので、確認してください。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・保険給付費

松永議員

九番（松永勇治） 四項の一目、出産育児一時金ですね、今回、百四十万補正されまして、二百八十万になっておりますけれども、この中身ですね、出産時と小学入学時にどのくらい予定されとるか、お願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

当初予算で四名分組んでおりまして、今回補正で四名分を計上させていただきました。

合計八名でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、小学入学時はちよつと金額が違うんですけれど、これはここの中には含まれとらんちゆうことですね。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

国保会計における保険給付費の方は、産科で子どもを出産する場合に係る経費に対して、国保の給付費が国民健康保険から給付が行われる分でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・前期高齢者納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・後期高齢者支援金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・基金積立金

松永議員

九番（松永勇治） 財政調整基金は、運営財源として財政状況を勘案して積み立てるということになっておりますけれども、十八年度末現在高が二億三千三十三万四千円で、今回、一千九百五十五万四千円を補正して、二千六十六万三千円の積み立てとなりますけれども、年金受給者など、医療にかかる負担が増加して大変困っている中で、一般財源『税』を充てて積み立てる理由をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

基金の保有残高は、十九年度末で一億六千二百四十万三千八百五十五円でございます。十九年度中の基金の取り崩し額が六千八百六十万ほど取り崩しております。非常に十九年度に大きく取り崩しているという状況でございます。このベースでいくと、三年ぐらいで基金がなくなってしまうという中であって、まったく積まないでいくかどうかという話になった場合にですね、その分、保険料は安くなるんですけれども、保険税が上がったり・下がったりするのは、あんまり住民に対して如何なものかと…。大体上がらないで安定しているのが寧ろ望ましくて、例えば、非常に厳しくなったからボスツと上げるとか・下げるとか、非常にアップダウンが激しいよりも、現状維持よりも若干、今回は保険税が下がっているわけですけ

れども、その辺を考えた場合に、この基金の適正額という問題はよく議論になろうかと思いますが、幾らか積み戻すという考えで今回は対応させていただきました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

―	休 憩	―
―	再 開	―
午 前	午 前	十 時
十 時	十 時	一 分
十 時	十 時	十 七 分
―	―	―

議長（横山弘藏） 再開します。

住民課長から答弁保留がありましたことについて、答弁がありますので、よろしくお願ひします。 住 民 課 長

住民課長（中川一也） 先ほど、答弁を保留していた件につきまして、ご説明いたします。

「その他の特定財源」とするべきというふうに解釈しておりますので、ただいま、訂正の準備をしております。

そういうことで、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

―	休 憩	―
―	再 開	―
午 前	午 前	十 時
十 時	十 時	十 八 分
十 時	十 時	三 十 六 分
―	―	―

議長（横山弘藏） 再開します。

ただいま、資料の差し替えを、町長より提出されておりますけれども、これについてご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）

異議がありませんので、了承したいと思えます。

住民課長

住民課長（中川一也）

先ほどの保留しておりました答弁につきまして、ご説明いたします。

モデル事業の連合会の支出金でございますが、特定財源ということで、予算書の六頁の八款・保健事業費の『補正額の財源内訳』、その他の財源に「九十万円」とさせていたいただいて、一般財源の方を「三十八万三千元」に、減額の財源組替をさせていたいただいております。

歳出合計が、そうしますと、その他の欄が「五千六百五十万六千元」になりまして、一般財源が「マイナスの四百六十万円」という形になります。

同じく十二頁の、八款・保健事業費、二項の健康管理センター事業費の『補正額の財源内訳』の欄でございますが、その他の財源のところに「九十万円」、一般財源が「マイナスの三十八万三千元」、合計の欄がその他の欄で「九十万円」、一般財源の欄が「マイナスの三十八万三千元」というふうに訂正をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏）

国民健康保険事業特別会計補正予算、何か討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三七号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）

異議なしと認めます。

したがって、議案第三七号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第三八号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第三八号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、第一条に示すとおり、歳入歳出それぞれ二千二百三十八万一千円を増額し、予算総額を六千六百六十六万七千円にするものでございます。

補正の内容は、歳入では、国庫支出金の精算交付額及び繰越金の確定によるもの、歳出では、医療費給付費に不足が生じたための追加補正が主なものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開きください。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金四百二十八万八千円を増額し、国庫負担金の総額を一千八百九十六万七千円といたしました。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金百十八万九千円を増額し、県負担金の総額を四百八十五万九千円といたしました。

第五款、一項、一目・繰越金一千六百九十四万四千円を増額し、繰越金の総額を一千九百九十四万四千円といたしました。次に、歳出を申し上げます。

五頁をご覧ください。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十三節・委託料十三万円を増額し、補正後の総務管理費の額を二十一万七千円といたしました。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費を九百九十七万円増額し、補正後の医療諸費の総額を五千四百六十七万七千円

といたしました。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料三十万八千円は、前年度医療費交付金の精算返還分で、補正後の償還金を三十万九千円といたしました。同じく二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、前年度精算に伴うもので、一千百九十七万三千円を補正し、補正後の繰出金の総額を一千百九十七万四千円といたしました。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・医療諸費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三八号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三八号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第三九号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第三九号についてご説明いたします。

柳漁港地域水産物供給基盤整備工事に係る今回の工事入札は、六月十六日に入札を行い、門田建設株式会社が落札し、入札書記載金額一億二千七百八十八万円に消費税を加算した金額一億三千四百二十七万四千円で契約を締結したいと思えますので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

工事の概要をご説明いたします。

前年度より着手しておりました、護岸改良工事の残工事十二・八メートルと北防波堤二十・五メートルを改良するものでございます。

本工事の完成により、計画しておりました外郭工事は竣工となります。外郭施設の整備により、港内静穏度が確保され、漁業の振興に寄与出来ると思われまます。

なお、本件にかかる工期は、二百七十日を予定しております。以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三九号、工事請負契約の締結についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三九号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第五号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

議案第五号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案については、総務文教厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、総務文教厚生常任委員会委員長に報告を求めます。 総務文教厚生常任委員会委員長

総務文教厚生常任委員会委員長（小辻隆治郎） 本委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第四十一条の規定により、報告します。

一、委員会を開いた年月日及び場所。

二、出席した委員の氏名。

三、欠席した委員の氏名。

四、出席した委員外議員の氏名。

五、説明のため出席した者。

六、職務のため出席した者につきましては、報告書に記載のとおりです。

七、付託を受けた事件の件名及び八、会議に付した事件の件名は、議案第五号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案についてであります。

審議の経過及び結果を申し上げます。

本委員会は、五月十二日、五月二十七日及び六月九日の三回会議を開き、付託された議案第五号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案について審議を重ねました。

その結果、議案第五号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案については、別紙のとおり、修正可決すべきものと決しました。

今回、三回の委員会を開催しましたが、本条例は、捉え方が人それぞれで大きく異なる面をもっており、本委員会でもいろいろと意見が分かれました。

委員の間で共通して改正すべきではないということで、本条例の第二条第一項の「五年以上住所を有する者」の、「五年以上」

という制限が議論の対象となり、この条文についての意見の交換・審議を行い、その結果、町内での各職域や今後の出生状況を協議し、また、出生祝金支給条例の制定の趣旨からも、この「五年以上住所を有する者」の「五年以上」という制限を撤廃することを、また、それに関連する第二条三項と、第三条第二項を併せて削除することを、本委員会として修正可決いたしました。

なお、附則については、原案どおり、平成二十年四月一日から適用することを可決いたしております。

少子化が進む中で、安心して子どもを産むことができる生活環境を、より整備・充実させ、少しでも多くの『おちかつ子』が誕生するよう、この条例がそのような環境づくりの一助になることを期待しております。

以上、総務文教厚生常任委員会審査結果報告を終わります。

議長（横山弘藏） これで報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 私は、議案第五号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案について、委員長報告のとおり、賛成する者であります。

この条例の目的は、小値賀町の時代を担う児童の確保を図るため、その出生を祝福して、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全育成に資することを目的としています。

条例の趣旨からも、「五年以上」という制限を撤廃することで、町民で住所を有する者であれば、出生祝金が支給されます。このことで条例の目的が達せられ、出生が多くなることは、全町民喜ばしいことであります。

よって、この条例案に賛成するものであります。

以上、終わります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 私も、この小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案の、総務文教厚生常任委員会の修正案を賛成する者であります。

目的である小値賀町において、小値賀の人口を増やそうということについては、これを確たるものにするためには、「あの程度の住所の五年間ぐらいは住んで」という条件が必要ではないか。」という意見も尤もでございますが、仮に、小値賀において出生祝金をもらいながら、結果的には住もうと思っただけでも、よそに出て行くという場合があつたとしても、それは本町においては少しロスになるといふ考え方はありますが、しかし、それでも、この出生祝金があつたとしても、一人でも多く子どもを産もうという気持ちになつていただければ、日本国全体の少子化の問題に対して、我々は少しでも貢献をしたということにもなるのではないかと、そういう広い意味においては、私は我々のこういう条例が貢献をするということも考えに入れると、この「五年以上」といふ文言を削除したということについては、大変評価するものであります。よつて、私はこの案に賛成をいたします。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『修正可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがつて、議案第五号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案は、委員長報告のとおり、修正可決されま

した。

日程第六、小値賀町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

おはかりします。

議会推薦による農業委員は一名とし、松山多作さんを推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦による農業委員は、一名とし、松山多作さんを推薦することに決定しました。

日程第七、発議第六号、教育予算の充実、次期教職員定数改善と未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

小 辻 議 員

四番(小辻隆治郎) 小値賀町議会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

二項目について、意見書案を提案したいと思います。

一つ、義務制第八次、高校第七次教職員定数改善を進め、学校現場に必要な教職員の人員、人材を確保すること。

二つ、義務教育費国庫負担制度については、国の負担率を二分の一に還元することを含め、制度を堅持すること。

この二つであります。

思うに、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会基盤づくりにとって極めて重要なことです。子どもたちの健全育成を目指す豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

ところが、平成十八年度において、義務教育国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国負担率は、二分の一から三分の一へと減ぜられ、減額分が措置された地方交付税は、平成十七年度比八・八%と減らされたままで、県、市町へのしわ寄せは相変わらずであります。

また、義務教育費国庫負担制度のあり方については、引き続き検討を行うとの報告もなされております。義務教育の学校教育は勿論のこと、高等教育にも配慮した必要な教職員の人員、人材の確保、また義務教育費国庫負担制度の堅持、国の負担率二分の一への復元は、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられるという、憲法の趣旨にも添うものであります。

以上の理由で、意見書案を提出するものであります。

議長（横山弘藏） これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

浦 議員

五番（浦 英明） 私は、発議第六号、教育予算の充実、次期教職員定数改善と未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案について、賛成する者であります。

当町では、今年度から小中高一貫教育が本格的に実施されております。その内容は、異校種間の相互乗り入れ授業や、T・T制の二人体制度等があります。

しかし、この制度は少子化に伴い、先生方も少なくなる状況の中での、苦肉の策でもありますので、先生方に過度の負担を強いるという側面もあり、将来的に難しい要素をはらんでおります。

言い換えれば、先生方が当初のモチベーションを如何に継続していけるかがキーポイントだと考えます。

また、学校現場に必要な人員、人材を配置すること、義務教育費国庫負担の堅持はもとより、国の負担率を上げることが、我々離島に住む者にとっても、切実な要求だと考えます。

したがって、教育予算の充実、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望し、本意見書案に賛成いたします。以上、討論を終わります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第六号、教育予算の充実、次期教職員定数改善と未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第六号、教育予算の充実、次期教職員定数改善と未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第八、発議第七号、漁業用燃油価格の高騰対策に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

加山議員

二番（加山雅徳） 小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出いたします。

漁業用燃油価格の高騰対策に関する意見書案について、提案の理由を申し上げ、議員各位の賛同をお願いするものであります。

本町の漁業は重要な基幹産業であり、国内における水産物の安定供給に大きな役割を果たしております。

しかしながら、水産物価格の低迷が続く、漁業者のコスト削減努力にも関わらず、漁業経営が好転する兆しがなく、昨今の原油価格の高騰に伴う漁業用燃油価格の急騰は、逼迫した漁業経営に追い打ちをかけ、このまま放置すれば、特に漁船漁業は、危機的状況に陥ると思われまます。

特に本町は外海離島であり、輸送にもハンディがあり、漁業の低迷は島内全体の生活維持に大きな影響があり、死活問題であります。

漁業者が安心して日常生活を送り、また漁業を継続していくためには、燃油価格の低減化は本町の当面する緊急課題であると考えますので、別紙、意見書案を提出しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「反対討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

立石議員

八番（立石隆教） 私は、本意見書案に賛成の立場から討論をいたします。

本町の基幹産業であり、昔から小値賀の経済を支える重要な産業である漁業は、近年の魚価の低迷や磯やけ問題など、甚だ厳しい環境にあり、低迷を続けております。漁業者の懸命なコスト縮減努力が行われておりますが、基本的な生活そのものを維持することすら、難しい方々の声も少なくありません。

こうした厳しい環境に加えて、平成十六年以降の原油価格の高騰に伴う漁業用燃油価格の高騰により、漁業経営はますます難しく、生活を脅かすところまで来ております。こうした状況も容認しがたいところであるのに、更に、特にここ二ヶ月間の急激な燃油の高騰は、逼迫した漁業経営に追い討ちをかけ、生業を失いかねない深刻な事態となっております。

もとより、漁船漁業は、水揚げ高における燃料費の比率が高く、燃油高騰の影響を受けやすいという構造的な問題を抱えております。本町の漁業者にとっては、既に自助努力の範疇を大きく超えている状況にあり、このまま放置すると、出漁の見合わせは言うに及ばず、廃業を余儀なくされ、漁業の存続すら危ぶまれるとの懸念を強く抱いております。

本町としても、年越しのための後押しや、燃油代の補助などを単独で行っておりますが、町単独で対策を講じる範囲を大きく超える事態となっております。

よって、直面する燃油価格の高騰という危機的状況を漁業者が乗り越えられるよう、緊急対策を講じることを、国に強く要望するこの意見書案に賛成いたします。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第七号、漁業用燃油価格の高騰対策に関する意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第七号、漁業用燃油価格の高騰対策に関する意見書案は、原案のとおり決定されました。おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・農林水産大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第九、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十一、広報常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十二、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十三、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、六月定例会以降の長崎県町村議会議長会が主催する会議及び研修会等に議員派遣を行いたいと思
います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成二十年小値賀町議会第二回定例会を閉会します。

― 午前 十一時 十二分 閉会 ―